

# 社会保険事業状況（平成20年3月現在）

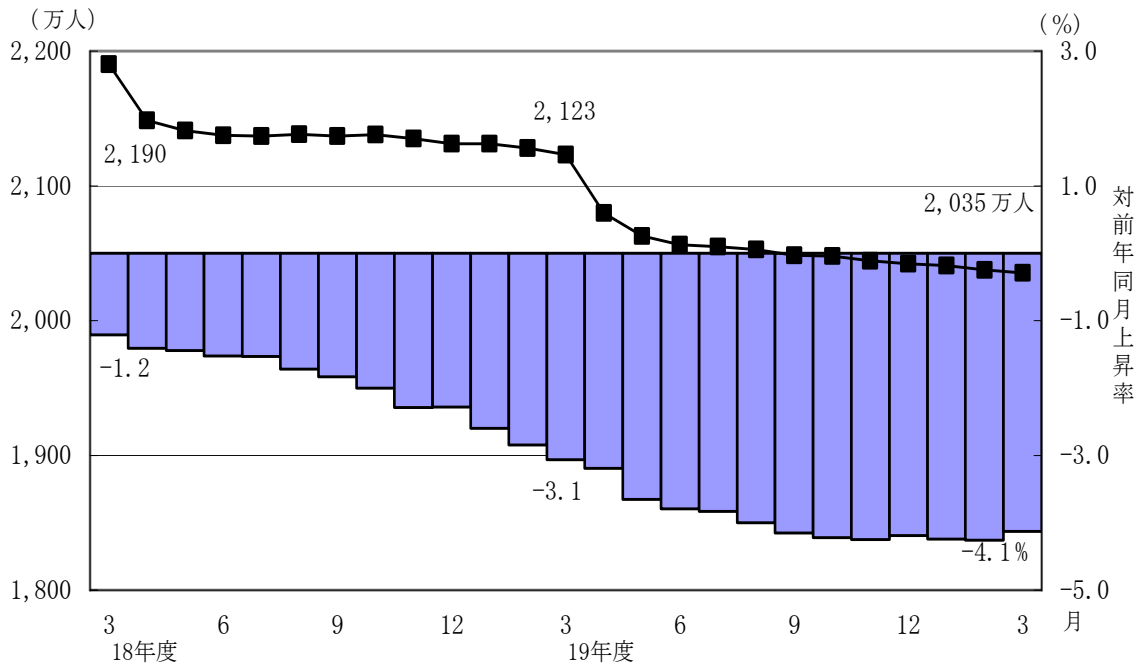
## Ⅱ 年金保険

### 1. 総括

#### (1) 適用状況

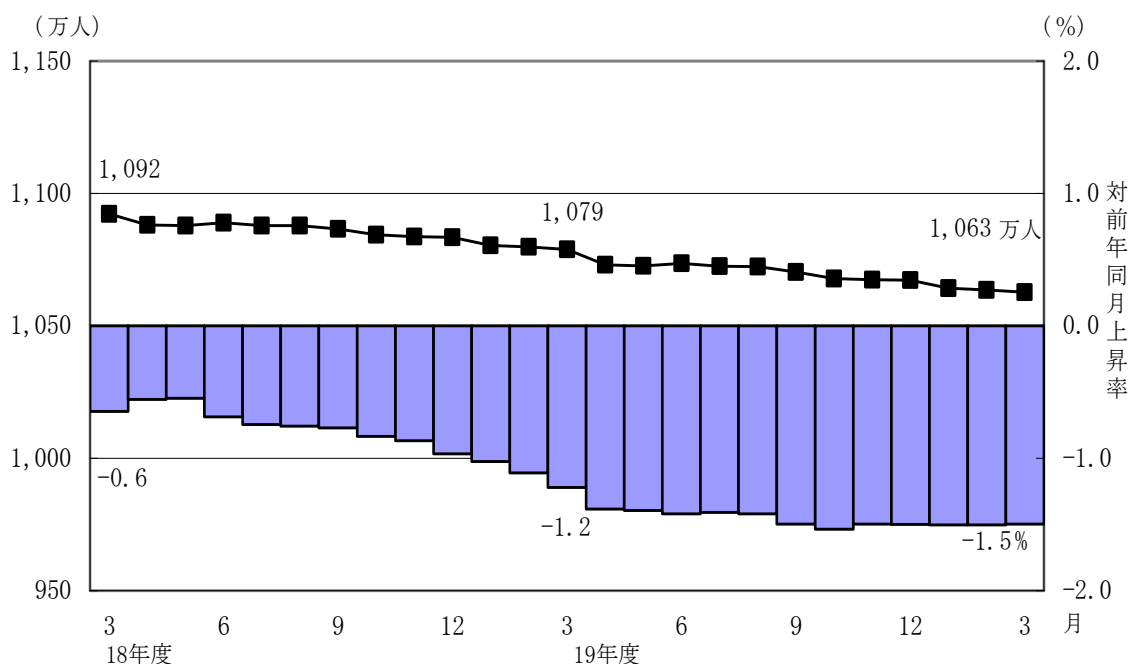
平成20年3月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者が2,001万人（対前年同月比90万人、4.3%減）、任意加入被保険者が34万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）が3,457万人、第3号被保険者が1,063万人（対前年同月比16万人、1.5%減）で、これらを合計すると6,555万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成18年3月末現在で460万人である。

図Ⅱ－1 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



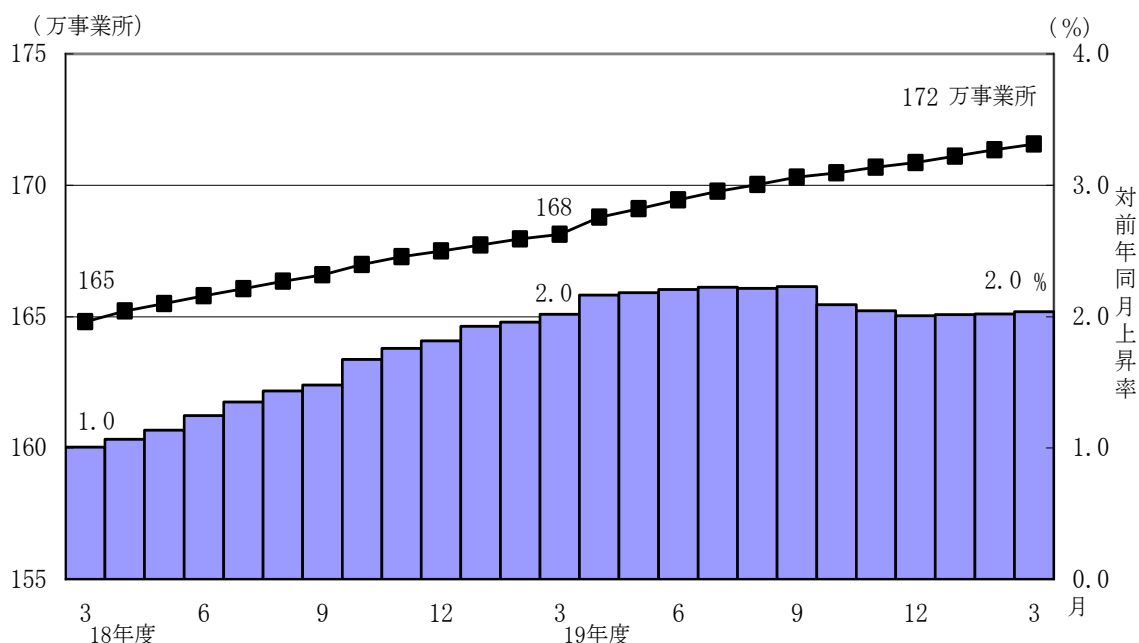
注) 不適正事案の影響を排除していない数値を含む。（平成18年3月末を除く）

図Ⅱ－２ 国民年金第3号被保険者数の推移

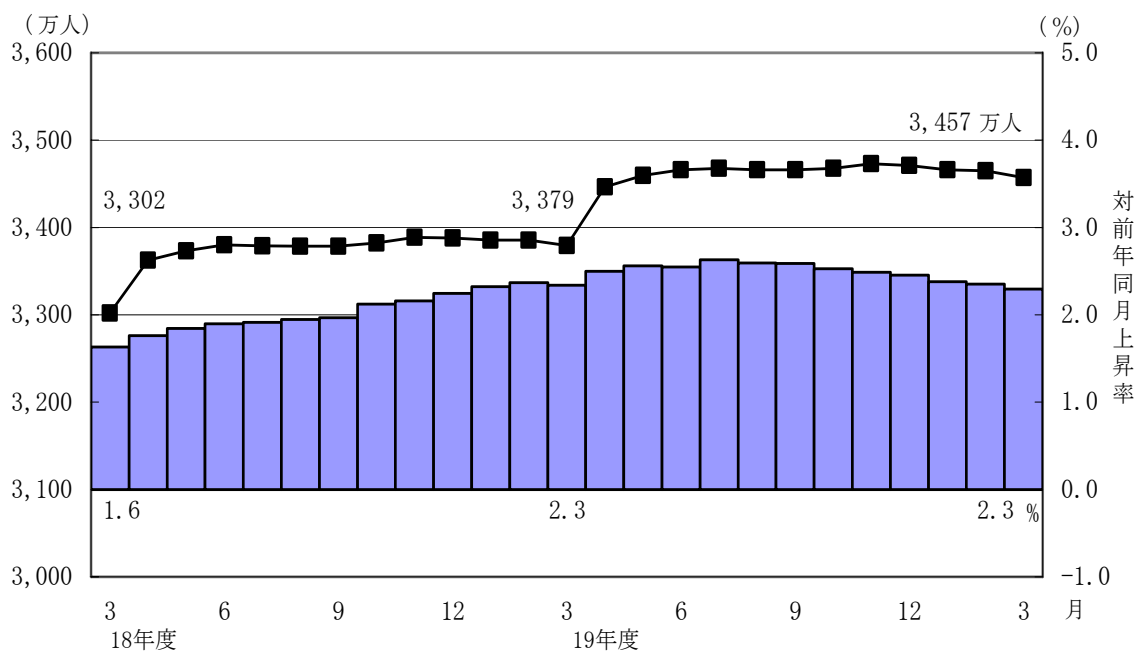


平成20年3月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は171万事業所で、前年同月に比べて3万事業所増加しており、船舶所有者数は5,181で前年同月に比べて98減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は3,457万人となっており、前年同月に比べて78万人（2.3%）増加している。その内訳をみると、一般男子が2,248万人、女子が1,203万人、坑内員が1千人、船員が6万人である。

図Ⅱ－３ 厚生年金保険適用事業所数の推移



図Ⅱ－４ 厚生年金保険被保険者数の推移



第Ⅱ－１表 制度別適用状況

(平成20年3月末)

	被保険者数	1年間の増減	標準報酬月額平均	対前年同月上昇率
	千人	千人	円	%
厚生年金保険	34,570	776	312,258	△ 0.1
一般男子	22,485	405	356,597	△ 0.3
女子	12,026	371	229,030	0.7
坑内員	1	△ 0	356,494	1.1
任意継続	0	0	0	0.0
船員	58	△ 1	379,729	1.8
(再掲)旧共済組合	722	△ 9	349,023	△ 0.2
一般男子	510	△ 9	392,362	△ 0.1
女子	212	1	244,993	0.3
旧J R共済	143	△ 1	410,237	△ 0.3
旧N T T共済	155	△ 3	429,526	△ 0.1
旧J T共済	12	△ 1	430,523	0.4
旧農林共済	412	△ 4	295,152	△ 0.1
国民年金	30,981	△ 1,038	・	・
第1号被保険者	20,015	△ 896	・	・
任意加入被保険者	339	19	・	・
第3号被保険者	10,628	△ 161	・	・

注1) 船員には、船員任意継続被保険者を含む。

厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万2,258円（対前年同月比0.1%減）で、船員を除くと31万2,143円（対前年同月比0.1%減）、船員は37万9,729円（対前年同月比1.8%増）である。また、一般男子は35万6,597円（対前年同月比0.3%減）、女子は22万9,030円（対前年同月比0.7%増）、坑内員は35万6,494円（対前年同月比1.1%増）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成20年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は27万2,092円（対前年同月比1.1%増）である。

厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は6,305事業所（うち船舶所有者数2）、被保険者数は72万2千人（うち船員130人）に、標準報酬月額の平均（船員を除く）は34万8,986円（一般男子39万2,362円、女子24万4,993円）、船員は55万2,923円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は5万事業所、被保険者数は157万人、標準賞与額の平均は24万円。

## （2）受給者数

平成20年3月末現在における厚生年金保険（旧共済分を含む。）及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者数の合計は延べ5,115万人（対前年同月比214万人、4.4%増）で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,782万人（対前年同月比105万人、2.9%増）となっている。また、老齢福祉年金受給者数は2万人である。このほか共済組合の受給者数が平成18年3月末現在で355万人となっている。

厚生年金保険の受給者数は2,523万人（旧法厚年分331万人、新法厚年分2,114万人、旧法船保分6万人、旧共済分72万人）で前年同月に比べて118万人（4.9%）増加している。

このうち、老齢給付の受給者数は2,045万人（旧法厚年分254万人、新法厚年分1,732万人、旧法船保分3万9千人、旧共済分55万人）で、うち退職者は1,873万人、在職者は173万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（以下「定額部分」という。）も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は156万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,576万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。）老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は70万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は21万人となっている。

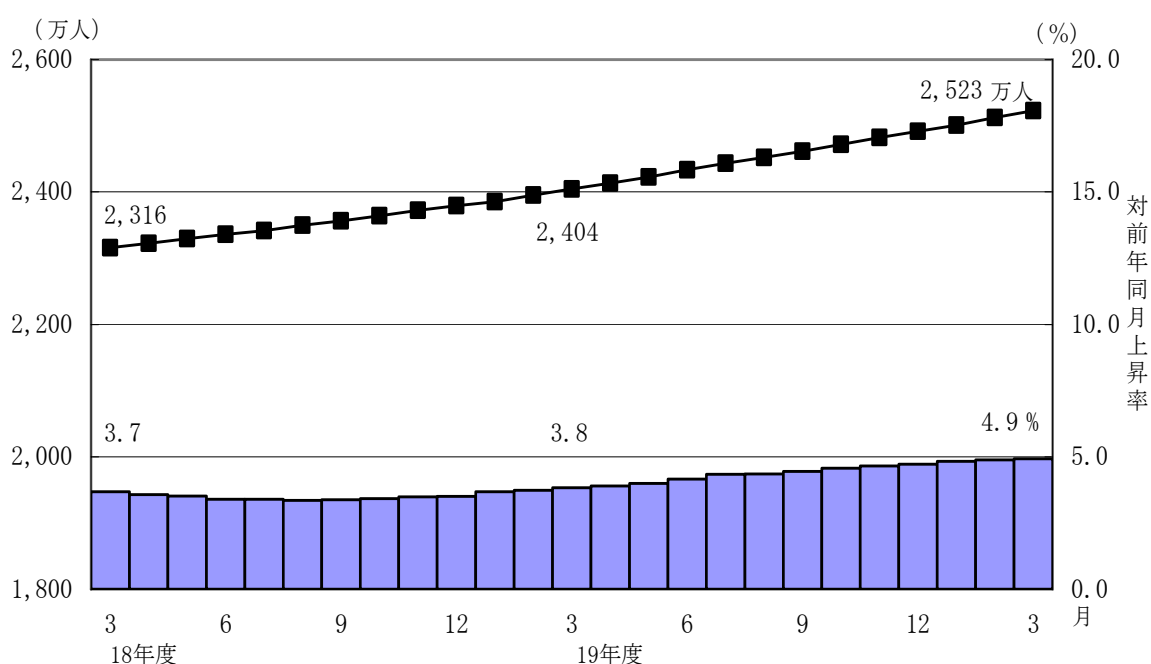
また、障害給付は36万人（旧法厚年分7万人、新法厚年分28万人、旧法船保分2千人、旧共済分6千人）、遺族給付は441万人（旧法厚年分69万人、新法厚年分354万人、旧法船保

分2万3千人、旧共済分16万人)である。なお、平成20年3月の老齢年金(老齢相当をいう。以下同じ。)の新規裁定者数は5万人(旧法厚年分14人、新法厚年分5万3千人、旧法船保分0人、旧共済分が24人)である。

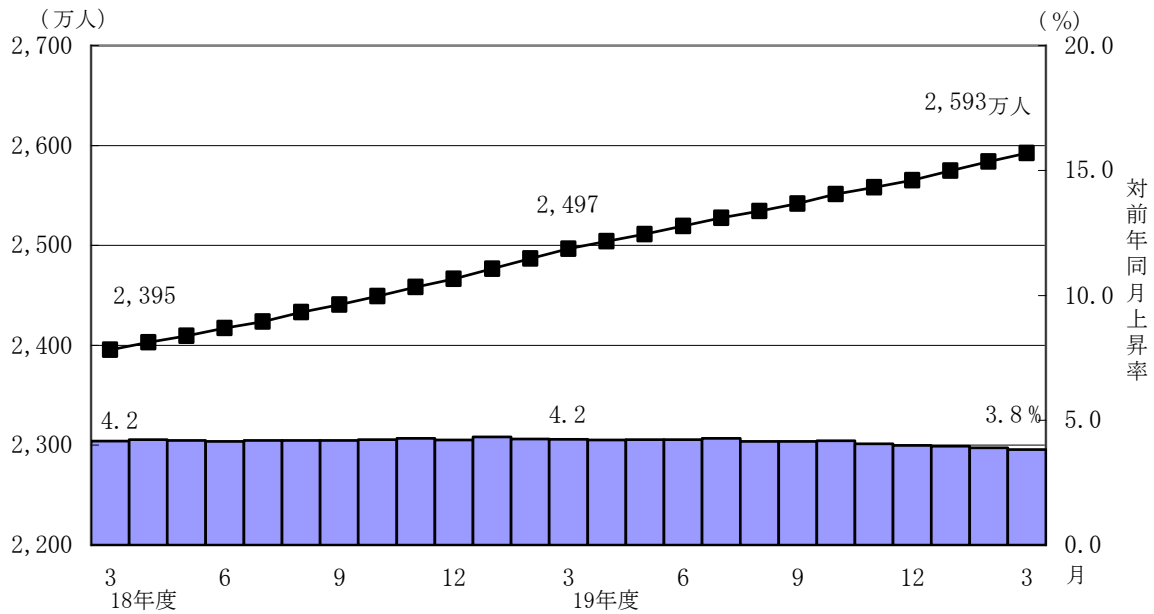
船員保険(新法職務上)受給者数は2,196人である。

国民年金(旧法拠出制年金と基礎年金の計)の受給者数は2,593万人(旧法拠出制394万人、基礎年金2,199万人)で前年同月と比べて96万人(3.8%)増加している。これらのうち老齢給付の受給者(旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計)は2,418万人で、前年同月に比べて93万人(4.0%)増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者2万4千人のうち繰上げ受給権者が5千人となっており、繰上げ受給率は21.9%である。なお、平成18年度新規裁定者の繰上げ受給率は19.7%となっている。

図Ⅱ－５ 厚生年金保険受給者数の推移



図Ⅱ－6 国民年金受給者数の推移



第Ⅱ－2表 制度別年金受給者の状況

	平成 19 年 3 月末		平成 20 年 3 月末	
	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額
	千人	億円	千人	億円
厚生年金保険計	24,043	242,932	25,226	244,254
旧共済組合除く	23,297	231,404	24,507	233,283
旧法	3,547	41,699	3,308	38,636
新法	19,682	188,287	21,136	193,314
特別支給分	4,439	47,906	4,681	43,798
本来支給分	11,508	102,305	12,509	109,341
繰下げ	101	1,208	129	1,455
船員保険 (旧法)	68	1,418	64	1,332
旧共済組合計	746	11,528	720	10,971
旧法	333	7,037	314	6,625
新法	414	4,492	406	4,346
旧 J R 共済	279	5,635	265	5,314
旧 N T T 共済	142	2,636	138	2,527
旧 J T 共済	23	438	22	418
旧農林共済	302	2,818	294	2,713
国民年金計	24,968	158,168	25,925	165,637
旧法拠出制	4,257	17,076	3,937	15,799
新法基礎年金	20,711	141,092	21,988	149,838
基礎のみ	7,617	50,511	7,803	51,860
福祉年金	24	92	17	65
新法船員保険	2,158	45	2,196	46
合計	36,891	294,462	37,937	295,540
旧共済組合除く	36,146	282,943	37,218	284,578

注 1) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

注 2) 新法船員保険の受給者数は人単位である。

注 3) 受給者数の合計は厚生年金と基礎年金の両方を受給している者を調整した数である。

### (3) 年金額

平成20年3月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は41兆円（基金代行支給分を除くと39兆8千億円）で、前年同月と比べて9千億円（2.2%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が2兆4千4百億円（旧法厚年分3兆9千億円、新法厚年分19兆3千億円、旧法船保分1千3百億円、旧共済分1兆1千億円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が16兆6千億円（旧法拠出制年金が1兆6千億円、基礎年金が15兆円）である。

老齢福祉年金は1百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成18年3月末現在で6兆6千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は46億円である。

平成20年3月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では7万7,307円（基金代行分を除くと6万9,061円）である。また、国民年金では4万9,178円である。

平成20年3月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では16万1,059円（基金代行分を除くと15万2,857円）であり、この内訳は、旧法厚年分が15万4,678円、新法厚年分が16万1,136円、旧法船保分が23万7,898円、旧共済分が17万4,139円である。また、国民年金では5万3,602円であり、この内訳は、旧法老齢年金が3万9,634円、老齢基礎年金が5万5,317円である。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成20年3月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は5万2千人、支給停止年金総額は472億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は22万人、支給停止年金総額は288億円となっている。

## 第Ⅱ－3表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数 (件)			支給停止年金総額 (千円)			平均停止月額 (円)		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 19年 10月	54,558	46,063	8,495	49,181,665	46,807,586	2,374,080	75,121	84,680	23,289
11月	53,116	45,170	7,946	47,857,768	45,632,470	2,225,298	75,084	84,187	23,338
12月	55,513	47,582	7,931	50,217,974	48,027,459	2,190,515	75,385	84,113	23,016
平成 20年 1月	54,339	46,597	7,742	49,122,190	46,994,815	2,127,375	75,333	84,045	22,899
2月	51,172	44,040	7,132	46,264,839	44,317,943	1,946,897	75,342	83,859	22,748
3月	52,114	44,925	7,189	47,181,588	45,229,829	1,951,759	75,446	83,899	22,624

	高年齢雇用継続給付								
	件数 (件)			支給停止年金総額 (千円)			平均停止月額 (円)		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 19年 10月	202,620	196,299	6,321	27,635,788	26,948,844	686,945	11,366	11,440	9,056
11月	205,985	199,681	6,304	27,945,185	27,276,479	668,705	11,306	11,383	8,840
12月	210,660	204,283	6,377	28,406,566	27,744,294	662,272	11,237	11,318	8,654
平成 20年 1月	213,748	207,444	6,304	28,520,827	27,887,312	633,515	11,119	11,203	8,375
2月	214,930	208,854	6,076	28,417,813	27,819,626	598,186	11,018	11,100	8,204
3月	219,816	213,760	6,056	28,774,722	28,196,998	577,724	10,909	10,992	7,950

### 2. 年金種別受給者数及び年金総額

第Ⅱ－4表、第Ⅱ－5表、第Ⅱ－6表及び第Ⅱ－7表は、平成19年度末（平成20年3月末）現在の厚生年金保険（旧法厚年、旧法船保、新法厚年及び旧三共済）、国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）及び船員保険（新法職務上）の年金種別受給者数及び年金総額を示したものである。

#### (1) 厚生年金保険

平成19年度末の厚生年金保険の受給者数は2,523万人で、前年度末と比較して118万人（4.9%）増加している。年金総額は24兆4,254億円で、前年度末と比較して1,321億円（0.5%）増加している。

このうち、老齢年金は受給者数が1,172万人、年金総額が17兆3,875億円となっており、前年度末と比較してそれぞれ49万人（4.4%）増、374億円（0.2%）減である。

なお、老齢年金受給者数の厚生年金受給者全体に占める割合は平成19年度末で46.5%であり、平成9年度末（47.8%）より近年低下傾向にあったが、平成14年度末から下げ止まっている。（第Ⅱ－4表、第Ⅱ－5表参照）



第Ⅱ-4表 厚生年金保険給付状況（受給者数）

年 金 種 別		平成 19 年 3月末	平成 20 年 3月末	対前年同月比
老齡年金 (老齡・退年相当)	旧法厚年	1,544 千人	1,429 千人	△ 7.4 %
	旧法船保	35	33	△ 7.2
	新法厚年	9,190	9,815	6.8
	特別支給分（再掲）	2,539	2,596	2.2
	本来支給分（再掲）	6,598	7,151	8.4
	繰下げ支給分（再掲）	52	68	30.4
	旧共済組合除く計	10,768	11,277	4.7
	旧 J R 共済組合	193	183	△ 5.4
	旧 N T T 共済組合	117	114	△ 2.5
	旧 J T 共済組合	18	17	△ 3.8
	旧農林共済組合	137	133	△ 2.8
	旧共済組合計	466	448	△ 3.8
	計	11,234	11,725	4.4
	通算老齡年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	1,200	1,115
旧法船保		7	6	△ 9.6
新法厚年		6,858	7,504	9.4
特別支給分（再掲）		1,900	2,085	9.7
本来支給分（再掲）		4,910	5,358	9.1
繰下げ支給分（再掲）		49	61	24.8
旧共済組合除く計		8,065	8,625	6.9
旧 J R 共済組合		1,063 (人)	1,023 (人)	△ 3.8
旧 N T T 共済組合		1,506 (人)	1,464 (人)	△ 2.8
旧 J T 共済組合		263 (人)	254 (人)	△ 3.4
旧農林共済組合		101,498 (人)	99,586 (人)	△ 1.9
旧共済組合計		104,330 (人)	102,327 (人)	△ 1.9
計		8,169	8,728	6.8
障害年金		旧法厚年	77	73
	旧法船保	2	2	△ 5.2
	新法厚年	269	279	3.5
	旧共済組合除く計	349	354	1.3
	旧 J R 共済組合	1,551 (人)	1,427 (人)	△ 8.0
	旧 N T T 共済組合	1,098 (人)	1,067 (人)	△ 2.8
	旧 J T 共済組合	110 (人)	102 (人)	△ 7.3
	旧農林共済組合	3,667 (人)	3,508 (人)	△ 4.3
	旧共済組合計	6,426 (人)	6,104 (人)	△ 5.0
	計	356	360	1.2
遺族年金	旧法厚年	660	629	△ 4.7
	旧法船保	22	21	△ 4.0
	新法厚年	3,365	3,538	5.1
	旧共済組合除く計	4,047	4,188	3.5
	旧 J R 共済組合	83	80	△ 4.5
	旧 N T T 共済組合	22	21	△ 4.0
	旧 J T 共済組合	5	5	△ 5.0
	旧農林共済組合	58	56	△ 3.1
	旧共済組合計	168	162	△ 4.0
	計	4,216	4,350	3.2
通算遺族年金	旧法厚年	66	62	△ 6.3
	旧法船保	1	1	△ 5.3
	旧共済組合除く計	67	63	△ 6.3
	旧 J R 共済組合	52 (人)	50 (人)	△ 3.8
	旧 N T T 共済組合	18 (人)	18 (人)	0.0
	旧 J T 共済組合	1 (人)	1 (人)	0.0
	旧農林共済組合	1,501 (人)	1,427 (人)	△ 4.9
	旧共済組合計	1,572 (人)	1,496 (人)	△ 4.8
計	69	64	△ 6.2	
合 計	24,043	25,226	4.9	
旧 共 済 組 合 除 く	23,297	24,507	5.2	

## 第Ⅱ-5表 厚生年金保険給付状況（年金総額）

年 金 種 別	平成 19 年 3月末	平成 20 年 3月末	対前年同月比	
老齢年金 (老齢・退年相当)	旧法厚年	28,849 億円	26,524 億円	△ 8.1 %
	旧法船保	1,001	932	△ 6.9
	新法厚年	135,346	137,821	1.8
	特別支給分（再掲）	43,105	38,979	△ 9.6
	本来支給分（再掲）	91,188	97,570	7.0
	繰下げ支給分（再掲）	1,053	1,271	20.8
	旧共済組合除く計	165,196	165,276	0.0
	旧 J R 共済組合	4,445	4,180	△ 6.0
	旧 N T T 共済組合	2,279	2,185	△ 4.1
	旧 J T 共済組合	365	348	△ 4.6
	旧農林共済組合	1,963	1,886	△ 3.9
	旧共済組合計	9,053	8,599	△ 5.0
	計	174,249	173,875	△ 0.2
通算老齢年金 (通老・通退相当)	旧法厚年	4,866	4,504	△ 7.4
	旧法船保	27	24	△ 10.0
	新法厚年	16,074	16,773	4.3
	特別支給分（再掲）	4,801	4,818	0.4
	本来支給分（再掲）	11,117	11,771	5.9
	繰下げ支給分（再掲）	156	184	17.7
	旧共済組合除く計	20,967	21,301	1.6
	旧 J R 共済組合	5	5	△ 4.5
	旧 N T T 共済組合	12	12	△ 3.2
	旧 J T 共済組合	1	1	△ 5.7
	旧農林共済組合	292	282	△ 3.3
	旧共済組合計	310	300	△ 3.3
	計	21,277	21,601	1.5
障害年金	旧法厚年	929	874	△ 5.9
	旧法船保	47	45	△ 4.5
	新法厚年	1,926	1,985	3.1
	旧共済組合除く計	2,901	2,904	0.1
	旧 J R 共済組合	24	22	△ 8.8
	旧 N T T 共済組合	15	15	△ 4.3
	旧 J T 共済組合	2	1	△ 10.9
	旧農林共済組合	34	32	△ 5.4
	旧共済組合計	74	70	△ 6.4
	計	2,976	2,974	△ 0.1
遺族年金	旧法厚年	6,882	6,572	△ 4.5
	旧法船保	340	329	△ 3.3
	新法厚年	34,942	36,735	5.1
	旧共済組合除く計	42,164	43,636	3.5
	旧 J R 共済組合	1,161	1,108	△ 4.6
	旧 N T T 共済組合	330	315	△ 4.3
	旧 J T 共済組合	70	67	△ 5.1
	旧農林共済組合	526	510	△ 3.2
	旧共済組合計	2,087	1,999	△ 4.2
計	44,251	45,636	3.1	
通算遺族年金	旧法厚年	172	162	△ 6.1
	旧法船保	3	3	△ 5.7
	旧共済組合除く計	176	165	△ 6.1
	旧 J R 共済組合	10 (百万円)	10 (百万円)	△ 6.5
	旧 N T T 共済組合	9 (百万円)	9 (百万円)	0.0
	旧 J T 共済組合	1 (百万円)	1 (百万円)	0.0
	旧農林共済組合	371 (百万円)	353 (百万円)	△ 4.9
	旧共済組合計	390 (百万円)	372 (百万円)	△ 4.8
計	180	169	△ 6.0	
合 計	242,932	244,254	0.5	
旧 共 済 組 合 除 く	231,404	233,283	0.8	

注) 厚生年金保険の年金総額は、基金代行支給分を含む。

## (2) 国民年金

平成19年度末の国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）の受給者は2,593万人で、前年度末と比較して96万人（3.8%）増加している。年金総額は16兆5,637億円で前年度末と比較して7,469億円（4.7%）増加している。

国民年金のうち老齢年金（旧法老齢年金及び老齢基礎年金）の受給者数は2,287万人で、前年度末と比較して101万人（4.6%）増加している。年金総額は14兆7,119億円で前年度末と比較して7,412億円（5.3%）増加している。このうち、老齢基礎年金は、受給者数が2,037万人、13兆5,220億円で前年度末と比較してそれぞれ124万人（6.5%）、8,467億円（6.7%）増である。また、障害基礎年金の受給者数151万人のうち92万人（60.7%）は、法第30条の4（20歳前障害）及び昭和60年改正法附則第25条（従前の障害福祉年金）の該当者である（第Ⅱ-6表参照）。

第Ⅱ-6表 国民年金（旧法拠出制年金及び基礎年金）給付状況

年 金 種 別		平成 19 年 3 月 末	平成 20 年 3 月 末	対前年同月比	
受 給 者 数	老齢年金	旧法拠出制	2,736 千人	2,502 千人	△ 8.6 %
		新法基礎年金	19,128	20,370	6.5
		基礎のみ（再掲）	6,295	6,453	2.5
		計	21,864	22,872	4.6
	通算老齢年金	旧法拠出制	1,391	1,312	△ 5.7
	障害年金	旧法拠出制	110	103	△ 6.3
		新法基礎年金	1,474	1,512	2.6
		法第30条、第30条の2、3該当 基礎のみ（再掲）	568	593	4.6
		法第30条の4、附則第25条該当	1,288	1,317	2.2
		計	906	918	1.3
遺族年金	旧法拠出制	1,584	1,615	2.0	
	母子年金	20	20	△ 1.1	
	準母子年金	0	0	△ 7.1	
	0 (人)	0 (人)	0.0		
	遺児年金	6 (人)	6 (人)	0.0	
	寡婦年金	20	20	△ 1.1	
	新法基礎年金	109	106	△ 2.7	
	法第37条該当	109	106	△ 2.7	
	基礎のみ（再掲）	34	33	△ 3.0	
	附則第28条該当	0 (人)	0 (人)	0.0	
計	130	126	△ 2.5		
合 計		24,968	25,925	3.8	
年 金	老齢年金	旧法拠出制	12,954 億円	11,899 億円	△ 8.1
		新法基礎年金	126,753	135,220	6.7
		基礎のみ（再掲）	38,614	39,742	2.9
		計	139,706	147,119	5.3
	通算老齢年金	旧法拠出制	3,044	2,886	△ 5.2
	障害年金	旧法拠出制	981	919	△ 6.3
		新法基礎年金	13,157	13,472	2.4
		法第30条、第30条の2、3該当	4,980	5,200	4.4
		基礎のみ（再掲）	11,540	11,774	2.0
		法第30条の4、附則第26条該当	8,177	8,273	1.2
計	14,139	14,392	1.8		
総 数	遺族年金	旧法拠出制	97	95	△ 2.1
		母子年金	0	0	△ 6.5
		準母子年金	0	0	0.0
		遺児年金	0	0	0.0
		寡婦年金	96	94	△ 2.1
		新法基礎年金	1,182	1,146	△ 3.0
		法第37条該当	1,182	1,146	△ 3.0
		基礎のみ（再掲）	357	344	△ 3.5
		附則第28条該当	0	0	0.0
		計	1,278	1,241	△ 2.9
合 計		158,168	165,637	4.7	

### (3) 船員保険

平成19年度末の船員保険（新法職務上）の受給者数は、2,196人で、前年度末に比べて38人（1.8%）増加している。年金総額は46億円で、前年度末に比べて1億円（2.3%）増加している（第Ⅱ－7表参照）。

第Ⅱ－7表 船員保険（新法職務上）給付状況

年 金 種 別		平成 19 年 3 月 末	平成 20 年 3 月 末	対前年同月比
受給者数	障害年金	519 人	515 人	△ 0.8 %
	遺族年金	1,639	1,681	2.6
	計	2,158	2,196	1.8
年金総額	障害年金	112,247 万円	111,977 万円	△ 0.2
	遺族年金	336,622	347,049	3.1
	計	448,870	459,026	2.3

### 3. 国民年金保険料免除者の状況

平成19年度末（平成20年3月末）現在の国民年金第1号被保険者（任意加入は除く）は2,001万人で、このうち保険料の全額免除者数は517万人（法定免除者数113万人、申請免除者（全額）数202万人、学生納付特例者数166万人、若年納付猶予者数37万人）、全額免除率は25.8%である。また、申請免除者（4分の3）数は27万人、免除率は1.3%、申請免除者（半額）数は19万人、免除率は0.9%、申請免除者（4分の1）数は8万人、免除率は0.4%である。

都道府県別に全額免除率の状況を見ると、沖縄県（43.3%）、鹿児島県（37.5%）、福岡県（36.1%）、大分県（36.1%）等が高く、神奈川県（19.0%）、埼玉県（19.1%）、東京都（19.1%）、千葉県（19.5%）等が低くなっている。全額免除率の推移をみると前年度末に比べて、多くの都道府県で全額免除率が増加しているが、特に沖縄県（2.5ポイント増）、京都府（2.2ポイント増）、宮崎県（2.2ポイント増）等は増加幅が大きい（第Ⅱ－8表参照）。

第Ⅱ-8表 都道府県別全額免除率状況

都道府県	平成 19 年 3 月末	平成 20 年 3 月末	都道府県	平成 19 年 3 月末	平成 20 年 3 月末
	%	%		%	%
北海道	32.2	32.5	滋賀県	25.6	26.6
青森県	31.8	32.3	京都府	29.5	31.7
岩手県	27.4	28.9	大阪府	28.1	29.2
宮城県	26.0	26.9	兵庫県	30.4	30.1
秋田県	29.2	30.4	奈良県	30.4	30.5
山形県	23.8	25.1	和歌山県	30.6	32.3
福島県	27.1	28.2	鳥取県	33.3	33.5
茨城県	21.5	22.4	島根県	29.7	30.6
栃木県	22.7	23.3	岡山県	31.0	30.9
群馬県	22.3	23.0	広島県	26.9	27.9
埼玉県	18.7	19.1	山口県	30.2	31.1
千葉県	19.5	19.5	徳島県	32.4	32.1
東京都	19.5	19.1	香川県	29.5	29.0
神奈川県	19.0	19.0	愛媛県	33.6	34.5
新潟県	25.0	25.6	高知県	34.9	35.7
富山県	22.2	23.1	福岡県	34.6	36.1
石川県	23.9	25.0	佐賀県	30.6	30.9
福井県	23.3	24.4	長崎県	29.7	31.3
山梨県	24.7	26.1	熊本県	27.3	28.9
長野県	23.9	23.2	大分県	34.1	36.1
岐阜県	20.6	20.5	宮崎県	30.8	33.0
静岡県	19.7	20.0	鹿児島県	36.4	37.5
愛知県	19.8	20.2	沖縄県	40.7	43.3
三重県	22.3	23.2	合計	25.3	25.8